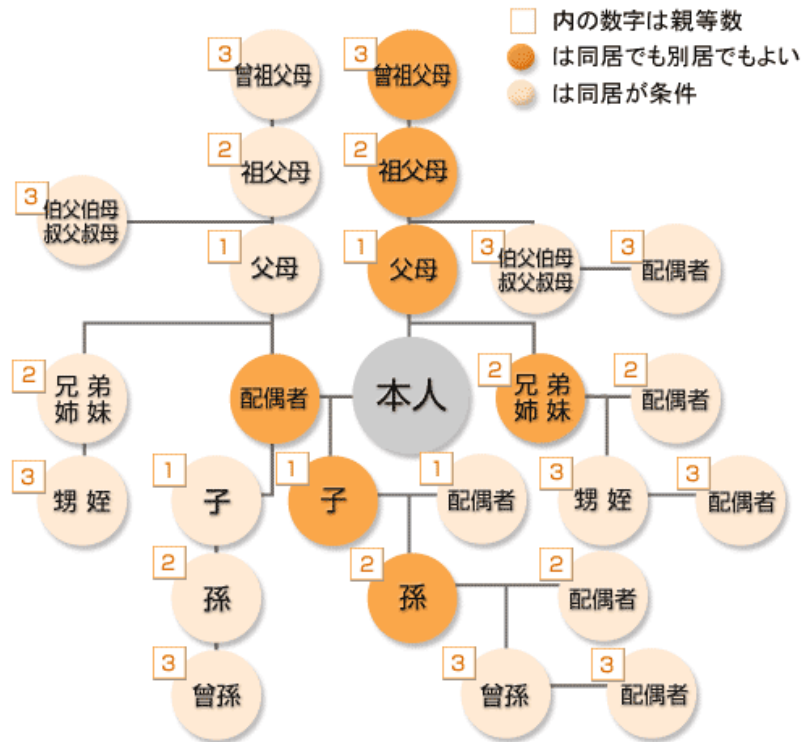


# 健康保険の被扶養者認定基準

ひほけんしゃ  
 被保険者 →→→ ロイヤルグループにお勤めの方  
 ひふようしゃ  
 被扶養者 →→→ 被保険者に扶養されるご家族の方

## ★家族の範囲



## ★被扶養者の年齢と収入

0歳～74歳までのご家族 ※75歳以上の方は後期高齢者医療制度の加入が義務付けられています。

同居している場合 ※会社都合による単身赴任含む	別居している場合
対象者の年収が130万円（60歳以上または障害年金の受給要件に該当する程度の障害者は180万円）未満で、被保険者の収入の2分の1未満であること。	対象者の年収が130万円（60歳以上または障害年金の受給要件に該当する程度の障害者は180万円）未満で、かつ被保険者の収入の2分の1未満であること。また、その額が被保険者からの仕送額を下回っていること。

### \*\*収入とみなすもの\*\*

勤労収入（非課税交通費を含む）※源泉徴収票の支払額には含まれていませんのでご注意ください。  
 事業収入、年金（老齢、遺族、障害、個人含む）、不動産賃貸収入、利子、配当、国債（地方債）、出産手当金、傷病手当金、労災休業補償、失業給付金、それら原則として恒常的に得る収入。※退職後受給申請される方は待期間・給付制限を含め受給が終了するまで認定できません。